

和水町農業機械等補助金補助事業対象者・対象経費及び補助率

事業名	補助対象経費	補助率及び補助金限度額
農業用機械等整備事業	・トラクター ・播種機 ・田植機 ・コンバイン ・乾燥機 ・粃摺り機 ・その他アタッチメント ・スピードスプレーヤ ・運搬車 ・防除用動噴器 ・加温整備（施設園芸に限る） ・ボーリング工事	認定農業者、農業法人及び和水地域営農組織等連絡協議会会員は、事業費の20%以内、限度額100万円/1経営体。 但し、農業法人及び和水地域営農組織等連絡協議会会員については、設立年度の翌年度から起算して3箇年は、事業費の50%以内、限度額200万円/1経営体。 青年等就農認定者は、事業費の30%以内、限度額150万円/1経営体。
畜産業機械等整備事業	・噴霧器 ・スキッドステアローダ ・その他家畜伝染病予防法で定められている防疫措置が実施できるもの	同上
スマート農業機械等整備事業	・ロボット技術や情報通信技術（ICT）を活用して、省力化・精密化や高品質生産を実現できるもの	認定農業者、農業法人及び和水地域営農組織等連絡協議会会員、青年等就農認定者は、事業費の30%以内、限度額150万円/1経営体。 但し、農業法人及び和水地域営農組織等連絡協議会会員については、設立年度の翌年度から起算して3箇年は、事業費の50%以内、限度額200万円/1経営体。

【留意事項】

◎補助対象額については、総事業費(税込み)の税抜き価格となります。

◎補助対象経費については、農業経営以外への汎用性がないものとします。また、中古機械の場合、法定耐用年数が4年以上残っているものとします。

◎和水地域営農組織等連絡協議会会員については、直近の総会資料、組合員名簿、組合同規約等を提出してください。

◎補助事業の内容等について変更が生じる可能性がありますので、ご注意ください。

◎年度内において複数の事業区分を実施する場合は、1経営体合計200万円となります。